

日記と和式簿記

田 中 孝 治

1. はじめに

我国で、記録上、最古の商業帳簿は、大森研造が指摘して以来、土倉帳（土倉という質屋の債権簿）であるといわれてきた。拙稿（田中 2009）の試みは、その土倉帳を探索することにあった。残念ながら土倉帳を発見することはできず、その試みは潰えたように思われた。しかしながら、以下の結論に到達した。それは土倉帳という名称の帳簿を探そうとしたからで、土倉帳は、「土倉帳」という名称ではなく、「日記」または「日記帳」という名称で付けられていたのではないか、ということである。そして、日記帳は、近世に入り「大福帳」（売掛帳）や「金銀出入帳」、「売帳」などに分化し、算用帳を作成するための原始簿になっていった。実は、このことを裏付ける研究が、日本中世史の分野でなされていることが分かった。それは、榎原雅治の「日記とよばれた文書 一 荘園文書と惣有文書の接点一」（榎原 1966）である¹。本稿は、その榎原論文を手懸りとして、「日記」というものが、和式簿記において、どのような位置づけを担い、どのように発達してきたかについて検討をするものである。

2. 荘園の年貢算用状と日記

まず榎原は、先行研究（瀧川 1967、米田 1970）なども斟酌しながら平安期以後の日記について検討した後、特に、日記が注進状²として機能していることに着目し、次のように述べている。

「そもそも日記とは、特定のある日におこった事実、調査した事実を書き記した覚書に過ぎないのである。まさに字義どおり『ある日の記録』なのである。……そして重要なのは、日記は他の文書をつくる原材料、ないし他の文書の付帯文書として機能したという点である。つまり日記はそれ単独で完結するのではなく、他の文書に加工されたり、他の文書と組み合わせられることを前提とした文書であったといえよう」（傍点引用者、榎原 1996、22）

つまり、日記とは、覚書であり、ある日の記録であり、それは単独で完結するようなものではなく、他の文書を作るための原材料である。このような前提に立った上で、榎原は荘園の結解状とか年貢散用状（年貢算用状）と呼ばれる決算報告書と、日記との関係に目をつけ次のように述べている。

「荘園現地から権門に多数の注進上形式の文書が送られていたことは、よく知られている。そのうちの最も重要な文書は、『年貢散用状』とか『結解状』と呼ばれる注進状であろう。これは、荘園でその年に収納された年貢高や、現地で支出した経費などを記した、荘園経営の1年間の決算報告書である」（傍点引用者、榎原 1996、23）

そして、榎原は年貢散用状を作成する素材として日記が使われていたことを示す格好の史料（榎原 1996、23）として、岐阜県にあった大井という荘園の「大井御庄 注進貞和五^丑歳石包・別相傳色々結解散用状事」（図表1）（岐阜県 1983、930-935）という文書を掲げている。

これは貞和六年（1350）三月に大井荘の下司代である僧堯円が作成し、荘園領主である東大寺に送った貞和五年（1349）分の年貢散用状である³。この散用状は、年貢総額 486 貫 30 文から、かなり複雑な計算過程を通じ、実際の納入額

<p>「大井御庄年貢五才石包・別相傳色も結解散用状事 大井御庄」</p> <p>注進貞和五丑歳石包・別相傳色も結解散用状事</p> <p>合</p> <p>(この圖、年貢総額・陸田・損亡等一〇七行省略)</p> <p>(A) 一御使下向草手下用日記事</p> <p>合</p> <p>三月廿五日 五才石包 陸田 三月廿六日 五才石包 陸田 三月廿七日 五才石包 陸田 三月廿八日 五才石包 陸田 三月廿九日 五才石包 陸田 三月三十日 五才石包 陸田 三月三十一日 五才石包 陸田 四月一日 五才石包 陸田 四月二日 五才石包 陸田 四月三日 五才石包 陸田 四月四日 五才石包 陸田 四月五日 五才石包 陸田 四月六日 五才石包 陸田 四月七日 五才石包 陸田 四月八日 五才石包 陸田 四月九日 五才石包 陸田 四月十日 五才石包 陸田 四月十一日 五才石包 陸田 四月十二日 五才石包 陸田 四月十三日 五才石包 陸田 四月十四日 五才石包 陸田 四月十五日 五才石包 陸田 四月十六日 五才石包 陸田 四月十七日 五才石包 陸田 四月十八日 五才石包 陸田 四月十九日 五才石包 陸田 四月二十日 五才石包 陸田 四月二十一日 五才石包 陸田 四月二十二日 五才石包 陸田 四月二十三日 五才石包 陸田 四月二十四日 五才石包 陸田 四月二十五日 五才石包 陸田 四月二十六日 五才石包 陸田 四月二十七日 五才石包 陸田 四月二十八日 五才石包 陸田 四月二十九日 五才石包 陸田 四月三十日 五才石包 陸田 五月一日 五才石包 陸田 五月二日 五才石包 陸田 五月三日 五才石包 陸田 五月四日 五才石包 陸田 五月五日 五才石包 陸田 五月六日 五才石包 陸田 五月七日 五才石包 陸田 五月八日 五才石包 陸田 五月九日 五才石包 陸田 五月十日 五才石包 陸田 五月十一日 五才石包 陸田 五月十二日 五才石包 陸田 五月十三日 五才石包 陸田 五月十四日 五才石包 陸田 五月十五日 五才石包 陸田 五月十六日 五才石包 陸田 五月十七日 五才石包 陸田 五月十八日 五才石包 陸田 五月十九日 五才石包 陸田 五月二十日 五才石包 陸田 五月二十一日 五才石包 陸田 五月二十二日 五才石包 陸田 五月二十三日 五才石包 陸田 五月二十四日 五才石包 陸田 五月二十五日 五才石包 陸田 五月二十六日 五才石包 陸田 五月二十七日 五才石包 陸田 五月二十八日 五才石包 陸田 五月二十九日 五才石包 陸田 五月三十日 五才石包 陸田 六月一日 五才石包 陸田 六月二日 五才石包 陸田 六月三日 五才石包 陸田 六月四日 五才石包 陸田 六月五日 五才石包 陸田 六月六日 五才石包 陸田 六月七日 五才石包 陸田 六月八日 五才石包 陸田 六月九日 五才石包 陸田 六月十日 五才石包 陸田 六月十一日 五才石包 陸田 六月十二日 五才石包 陸田 六月十三日 五才石包 陸田 六月十四日 五才石包 陸田 六月十五日 五才石包 陸田 六月十六日 五才石包 陸田 六月十七日 五才石包 陸田 六月十八日 五才石包 陸田 六月十九日 五才石包 陸田 六月二十日 五才石包 陸田 六月二十一日 五才石包 陸田 六月二十二日 五才石包 陸田 六月二十三日 五才石包 陸田 六月二十四日 五才石包 陸田 六月二十五日 五才石包 陸田 六月二十六日 五才石包 陸田 六月二十七日 五才石包 陸田 六月二十八日 五才石包 陸田 六月二十九日 五才石包 陸田 六月三十日 五才石包 陸田 七月一日 五才石包 陸田 七月二日 五才石包 陸田 七月三日 五才石包 陸田 七月四日 五才石包 陸田 七月五日 五才石包 陸田 七月六日 五才石包 陸田 七月七日 五才石包 陸田 七月八日 五才石包 陸田 七月九日 五才石包 陸田 七月十日 五才石包 陸田 七月十一日 五才石包 陸田 七月十二日 五才石包 陸田 七月十三日 五才石包 陸田 七月十四日 五才石包 陸田 七月十五日 五才石包 陸田 七月十六日 五才石包 陸田 七月十七日 五才石包 陸田 七月十八日 五才石包 陸田 七月十九日 五才石包 陸田 七月二十日 五才石包 陸田 七月二十一日 五才石包 陸田 七月二十二日 五才石包 陸田 七月二十三日 五才石包 陸田 七月二十四日 五才石包 陸田 七月二十五日 五才石包 陸田 七月二十六日 五才石包 陸田 七月二十七日 五才石包 陸田 七月二十八日 五才石包 陸田 七月二十九日 五才石包 陸田 七月三十日 五才石包 陸田 八月一日 五才石包 陸田 八月二日 五才石包 陸田 八月三日 五才石包 陸田 八月四日 五才石包 陸田 八月五日 五才石包 陸田 八月六日 五才石包 陸田 八月七日 五才石包 陸田 八月八日 五才石包 陸田 八月九日 五才石包 陸田 八月十日 五才石包 陸田 八月十一日 五才石包 陸田 八月十二日 五才石包 陸田 八月十三日 五才石包 陸田 八月十四日 五才石包 陸田 八月十五日 五才石包 陸田 八月十六日 五才石包 陸田 八月十七日 五才石包 陸田 八月十八日 五才石包 陸田 八月十九日 五才石包 陸田 八月二十日 五才石包 陸田 八月二十一日 五才石包 陸田 八月二十二日 五才石包 陸田 八月二十三日 五才石包 陸田 八月二十四日 五才石包 陸田 八月二十五日 五才石包 陸田 八月二十六日 五才石包 陸田 八月二十七日 五才石包 陸田 八月二十八日 五才石包 陸田 八月二十九日 五才石包 陸田 八月三十日 五才石包 陸田 九月一日 五才石包 陸田 九月二日 五才石包 陸田 九月三日 五才石包 陸田 九月四日 五才石包 陸田 九月五日 五才石包 陸田 九月六日 五才石包 陸田 九月七日 五才石包 陸田 九月八日 五才石包 陸田 九月九日 五才石包 陸田 九月十日 五才石包 陸田 九月十一日 五才石包 陸田 九月十二日 五才石包 陸田 九月十三日 五才石包 陸田 九月十四日 五才石包 陸田 九月十五日 五才石包 陸田 九月十六日 五才石包 陸田 九月十七日 五才石包 陸田 九月十八日 五才石包 陸田 九月十九日 五才石包 陸田 九月二十日 五才石包 陸田 九月二十一日 五才石包 陸田 九月二十二日 五才石包 陸田 九月二十三日 五才石包 陸田 九月二十四日 五才石包 陸田 九月二十五日 五才石包 陸田 九月二十六日 五才石包 陸田 九月二十七日 五才石包 陸田 九月二十八日 五才石包 陸田 九月二十九日 五才石包 陸田 九月三十日 五才石包 陸田 十月一日 五才石包 陸田 十月二日 五才石包 陸田 十月三日 五才石包 陸田 十月四日 五才石包 陸田 十月五日 五才石包 陸田 十月六日 五才石包 陸田 十月七日 五才石包 陸田 十月八日 五才石包 陸田 十月九日 五才石包 陸田 十月十日 五才石包 陸田 十月十一日 五才石包 陸田 十月十二日 五才石包 陸田 十月十三日 五才石包 陸田 十月十四日 五才石包 陸田 十月十五日 五才石包 陸田 十月十六日 五才石包 陸田 十月十七日 五才石包 陸田 十月十八日 五才石包 陸田 十月十九日 五才石包 陸田 十月二十日 五才石包 陸田 十月二十一日 五才石包 陸田 十月二十二日 五才石包 陸田 十月二十三日 五才石包 陸田 十月二十四日 五才石包 陸田 十月二十五日 五才石包 陸田 十月二十六日 五才石包 陸田 十月二十七日 五才石包 陸田 十月二十八日 五才石包 陸田 十月二十九日 五才石包 陸田 十月三十日 五才石包 陸田 十一月一日 五才石包 陸田 十一月二日 五才石包 陸田 十一月三日 五才石包 陸田 十一月四日 五才石包 陸田 十一月五日 五才石包 陸田 十一月六日 五才石包 陸田 十一月七日 五才石包 陸田 十一月八日 五才石包 陸田 十一月九日 五才石包 陸田 十一月十日 五才石包 陸田 十一月十一日 五才石包 陸田 十一月十二日 五才石包 陸田 十一月十三日 五才石包 陸田 十一月十四日 五才石包 陸田 十一月十五日 五才石包 陸田 十一月十六日 五才石包 陸田 十一月十七日 五才石包 陸田 十一月十八日 五才石包 陸田 十一月十九日 五才石包 陸田 十一月二十日 五才石包 陸田 十一月二十一日 五才石包 陸田 十一月二十二日 五才石包 陸田 十一月二十三日 五才石包 陸田 十一月二十四日 五才石包 陸田 十一月二十五日 五才石包 陸田 十一月二十六日 五才石包 陸田 十一月二十七日 五才石包 陸田 十一月二十八日 五才石包 陸田 十一月二十九日 五才石包 陸田 十一月三十日 五才石包 陸田 十二月一日 五才石包 陸田 十二月二日 五才石包 陸田 十二月三日 五才石包 陸田 十二月四日 五才石包 陸田 十二月五日 五才石包 陸田 十二月六日 五才石包 陸田 十二月七日 五才石包 陸田 十二月八日 五才石包 陸田 十二月九日 五才石包 陸田 十二月十日 五才石包 陸田 十二月十一日 五才石包 陸田 十二月十二日 五才石包 陸田 十二月十三日 五才石包 陸田 十二月十四日 五才石包 陸田 十二月十五日 五才石包 陸田 十二月十六日 五才石包 陸田 十二月十七日 五才石包 陸田 十二月十八日 五才石包 陸田 十二月十九日 五才石包 陸田 十二月二十日 五才石包 陸田 十二月二十一日 五才石包 陸田 十二月二十二日 五才石包 陸田 十二月二十三日 五才石包 陸田 十二月二十四日 五才石包 陸田 十二月二十五日 五才石包 陸田 十二月二十六日 五才石包 陸田 十二月二十七日 五才石包 陸田 十二月二十八日 五才石包 陸田 十二月二十九日 五才石包 陸田 十二月三十日 五才石包 陸田</p>	<p>十一月廿五日 五才石包 陸田 十一月廿六日 五才石包 陸田 十一月廿七日 五才石包 陸田 十一月廿八日 五才石包 陸田 十一月廿九日 五才石包 陸田 十一月三十日 五才石包 陸田 十二月一日 五才石包 陸田 十二月二日 五才石包 陸田 十二月三日 五才石包 陸田 十二月四日 五才石包 陸田 十二月五日 五才石包 陸田 十二月六日 五才石包 陸田 十二月七日 五才石包 陸田 十二月八日 五才石包 陸田 十二月九日 五才石包 陸田 十二月十日 五才石包 陸田 十二月十一日 五才石包 陸田 十二月十二日 五才石包 陸田 十二月十三日 五才石包 陸田 十二月十四日 五才石包 陸田 十二月十五日 五才石包 陸田 十二月十六日 五才石包 陸田 十二月十七日 五才石包 陸田 十二月十八日 五才石包 陸田 十二月十九日 五才石包 陸田 十二月二十日 五才石包 陸田 十二月二十一日 五才石包 陸田 十二月二十二日 五才石包 陸田 十二月二十三日 五才石包 陸田 十二月二十四日 五才石包 陸田 十二月二十五日 五才石包 陸田 十二月二十六日 五才石包 陸田 十二月二十七日 五才石包 陸田 十二月二十八日 五才石包 陸田 十二月二十九日 五才石包 陸田 十二月三十日 五才石包 陸田</p>
---	---

図表1 大井御庄 注進貞和五丑歳石包・別相傳色々結解散用状事

を計算するようになっているが、活字史料で確認する限り計算違い（或いは読み違い）などもまま見受けられるので、ここでは全体構造を掲げることは避ける。注目すべきことは、途中に(A)「一 御使下向草手下用日記事」(傍点引用者)と書かれているところである。このことについて榎原は、「その中(散用状=引用者)に大井庄で作成された日記がそのまま転載されている。内容的には、荘園現地で支出した経費¹を詳細に記した日記である。これはこの散用状を作成するための素材として在地で日記が利用されていたことを明示している」(榎原1996、24)。これ以外にも、運上⁵についても同じような書き方がなされている。「運上分」という見出しのもとに、例えば、まず「二百文」と書かれ、その下に割注2行で、「五月九日」、「御請取在之」と記載され、合点まで付されている。このことから、こちらも日記からの転載であることが窺われる。しかしながら、すべての散用状がこういった形式になっているわけではない。堯円の作成した散用状は不完全なものを含めて、正中二年(1325)、嘉暦三年(1328)、康永元年(1342)、同三年(1344)、貞和五年(1349)、延文四年(1359)の6年分が残っている(岐阜県1969、392)。そのうち、正中二年分の年貢散用状の該当する部分には、それぞれ「下用參拾肆貫伍佰伍拾五七文目」、「運上佰貫捌

百廿一文^{度々御返抄在之}」(岐阜県 1983、857)と総額だけの一行書きである(榎原 1996、25)。逆に、康永三年分になると「一色々下用」、「運上分」(岐阜県 1983、921-922)と、日記という文字こそ入っていないものの、貞和五年分と同じような形式で日付と金額、摘要などの明細が記載されている(但し、合点はなし)。さらに、延文四年分に至っては、本文では、下用分も運上分も一行の総額記載のみであるが、年貢算用状の後に、下用分の日記が付けられている(岐阜県 1983、962-963)。運上分については、活字史料だけでは確認できないが、おそらくその後付けられていたか、別紙の注進状(報告書)の形で上申されていたのではなかろうか。このように堯円が作成した年貢散用状は、年を経るごとに詳細になっていくことが見て取れる。蓋し、これは、監査を受けるために、明細を示す必要性が生じたためではなかろうか。

そしてもう一つ注目すべき事柄は、この文書の端裏書には、「大井御庄^{貞和五丑}石包・別相傳色々結解散用目^安日記」(傍点引用者)と、「日記」という文字も使われていることである。この点については、第5章で後述する。

さらに榎原は、和歌山県にあった賀太荘の嘉吉元年(1441)八月一日付けの「注進 紀伊国海部郡賀太御庄本庄御年貢色々目録」(和歌山県 1983、134-138)を例として掲げている。これは、賀太荘の刀禰公文^{とねくもん}であった向井家⁶(伊藤 1991、3)に残る年貢散用状ある。そこには、(A)「領家方」、(B)「引物之色々日記」⁷、(C)「領家御公事錢色々日記」⁸、(D)「地頭御方御年貢色々日記」、(E)(地頭方の)「引物之色々之日記」、(F)「地頭御方公事錢之色々日記」、(G)「刀禰公文方之沙汰申候公事錢色々日記」(傍点引用者)という見出しのもとに、領家方、地頭方、刀禰公文の収支の理由と金額が書かれている。ここでは詳しい日付、適用などは書かれていない。榎原によると、原日記がまず作られ、第二段階としてそれらがまとめられ転載されたものである、という。以上のようなことから、榎原は、日記とは、最終的に散用状などの荘園文書に結実するための準備段階の文書であったというまとめを述べている(榎原 1996、26-34)。

榎原が掲げた以外にも、次の史料に日記と散用状の関係をみることができる。

「……

- 一 去年去々年分御年貢米算用之事
- 一 去年諸事入目打物之事
- 一 右之算用共、小日記を以榧各々年寄衆として万相究申上者、……」

(傍点引用者、高槻市 1979、305)

柴田純によると、この史料は、「慶長 13 (1608) 年摂津柱本村で年貢・諸事入用を巡って争論が起こった際、年寄衆が今後年貢算用等については共同して対処する旨を誓いあった年寄衆起請文」(柴田 1983、117-118) であるという。ここで、重要なことは、算用(それには、当然、算(散)用状作成が付き纏う)は、小日記を以て榧もっ たしか きめに相究とあるのは、小日記から算(散)用状が作成されているということの裏付けではなかろうか。

いずれにしても、以上の史料並びに研究から年貢散用状という決算報告書を作成する材料として日記が使われているということが明らかとなったのではなかろうか。

3. 貸付簿としての日記

榎原は論考の最後に、もう一つ和式簿記に関係した事柄を記述している。「さらに時代が進み戦国末期になると、村が主体となった貸付台帳のような村独自の財政に関する文書も日記と呼ばれるようになる」(傍点引用者、榎原 1996、37)。榎原が貸付台帳というのは、滋賀県東近江市の旧今堀郷の鎮守、日吉神社に伝わる「永祿元年十二月四日 萬日記 改之」(仲村 1981、以下単に『萬日記』)のことであり、仲村研が研究論文(仲村 1989)を発表している。この『萬日記』については、翻刻し論考を発表した仲村をもってしてもその解釈が難しかったらしく、「万日記の記事について全体像が必ずしも明確になったわけではない」(仲村 1989、9)と、述べていることもあり詳細な紹介は避けるが、仲村は次のように結論づけている。

「万日記の記事を少し検討してきたが、そこから引き出されたひとつの結論は、今掘惣⁹ が村人に惣有錢を貸与して増殖し、貸与された村人は、貸与錢の中から他の村人に融通したり、惣の事業に支出したりしていることが判明した」（傍点引用者、仲村 1989、9）。

この文章から、旧今堀郷に伝わる『萬日記』は、惣村の貸付簿であることは、はっきりしたのではないかと思われる。

それでは、これ以外に「貸付簿としての日記」を見出すことができないのであろうか。筆者は、地元の史料を探索している時に、伊勢神宮の御師¹⁰、宮後三頭大夫の『国々御道者日記』（野田耕一郎氏所蔵、松阪市郷土資料室寄託）という冊子に行き当たった。表紙には、「国々御道者日記……」（傍点引用者、図表 2・図表 4）とあり、裏表紙には、「大福帳」（傍点引用者、図表 3）と書かれている。ここで「道者」というのは、檀家、旦那のことである。以上の情報だけでも、この日記は、宮後三頭大夫が、永禄九年（1566）四月から自己の道者に関することを記載したものであるということが分かる。図表 4（三重県 2005、364-371）をご覧ください。

この冊子は、頁数に換算すると総頁数は 40 頁であるが、その構成は、18 頁ま



図表 2 国々御道者日記の表紙の写真



図表 3 国々御道者日記の裏表紙の写真

（野田耕一郎氏所蔵、松阪市郷土資料室寄託）

日記と和式簿記

← (イ) 肥前国の道者に対する記入部分 →	← (ア) 越前国の道者に対する記入部分 →
<p style="text-align: center;">(C)</p> <p>永禄十年うのとしつくしノかハシ日記 <small>〔四〕文め白金 つくし〔肥〕日前ノ國有馬西覺寺御僧二人住文有 う三月日</small></p> <p>最初の三行を含め、この間二十二頁（うち十一頁空白）</p>	<p style="text-align: center;">(B)</p> <p>六左衛門尉殿道者かし日記あん 百文 千度こり巻つ 越前ふちう 辻太郎衛門尉殿 <small>おりかゝ有 五月廿五日</small></p> <p>最初の三行を含め、この間十二頁（うち五頁空白）</p>
<p style="text-align: center;">(A)</p> <p>壹貫二百文 御供 越前つるか 二郎衛門尉殿 正月一日</p> <p>最初の一行を含め、この間六頁</p>	<p style="text-align: center;">(A)</p> <p>「<small>〔家書〕</small>國々御道者日記 <small>〔近昌〕花押</small> 永禄九年のし正月十一日 <small>うのし年さあり 肥前之日記有 さるとしも有 とりのとしのもの有</small></p>
「 <small>〔家書〕</small> 大福帳」	

図表4 国々御道者日記

での「(ア)越前国の道者に対する記入部分」の前半と、19頁以降の「(イ)肥前国の道者に対する記入部分」の後半に大きく二つ分かれる¹¹。まず、前半部から順次検討していくこととする。(A)の部分の直ぐ下を見ると、「壹貫二百文 御供 越前つるか 二郎衛門尉殿 正月一日」とある。ここで「御供」とあるので、「おそなえ初穂料」の受け取りのことではないかと思われるので、「正月一日に、越前敦賀の二郎衛門尉殿から、初穂料として1貫200文受け取った」というような意味になると思われる。但し、「\ =合点」印が付いているので、正月一日には、貸し付けとして記入しおき、後に回収した時（例えば、手代・代官といった御師の家来が現地に回収に行った時）に「\」を付けた可能性もある。(A)の部分には、この行を含め全部で31件の（簿記上の）取引が記されているが、そのうち10件には、「御供」、「半御供」という語が見え、三件には、「坊布施」という語が見えるので、「初穂料」の受け取りか、貸し付けを記入した部分ではないかと思われる。なお、「初穂料」は、御師の祈祷料に対する見返りという意味合いがある¹²ので、会計的に考えると、受取手数料（受取収益）的な性格のもので

あると考えられる。

さらに(B)の部分の直ぐ下を見ると、「六左衛門尉殿道者かし日記ふん」と書かれている。まず右側に「とら」と書かれているのは、寅年、つまり永禄九年ことであるという意味である。次に「かし日記ふん」とは、「貸し日記分」ということではないかと考えられる。この点について、内容を解釈しながら考えてみたい。まず、次の2行を解釈してみる。3行目の下方に「おりかみ有」と記されている。ここで「おりかみ」とは、「折紙」のことで、室町時代には、約束手形として機能していたもの(日本2001a, 41)のことであると思われる。この「おりかみ」は、(B)の部分の全取引42件のうち、六回出てくる。また、「千度こり」とは、御祓大麻(お札)¹³のことではないかと思われる。したがって、この2行は、「5月25日に、越前府中に住む辻太郎衛門尉殿に、千度こり一つを売渡し、代金の百文は、手形(この場合、受取手形=「貸し」というになる)で受け取った」というふうに解釈できるのではないかとと思われる。この「千度こり」は、(B)の中に、13回登場するが、うち9回は、「おりかみ有」とは書かれていない。ということは、この時代にすでに、掛売上(売掛金)が行なわれていたということである。なお、この「おりかみ有」の記載のあるもので、回収がなされたと思われる取引については、合点マーク「\」が付されている。また、この他にも「御わたし候」、「御渡候」という記載も3回あるし、後述する「かハシ」も登場する。さらに、「参」という字も使われている。この「参」は、「まいる」と読み、「用意申し上げる」(日本2001c, 306)という意味で使われているのではないかとと思われる。例えば、「百五十文 すや三郎二郎殿代官参」(三重県2005, 367)と書かれているのは、「すや三郎二郎殿に、代官が百五十文用立てた」というように解釈できる。このように解釈していくと、(B)の部分をも、すべて正確に解釈できたわけではないが、その記載内容からも貸付簿といっているのではないかとと思われる。おそらく「六左衛門尉殿」というのは、宮後三頭大夫の代官もしくは手代であり、越前の道者を回った時に貸し付けたものを記帳したものではなかろうか。

次に、後半部分を見ていくこととする。後半部分については、久田松和則の詳細な研究（久田松 2004、序章・第二部第二章）がある。以下後半部分については、久田松の研究を斟酌しながら考察を進めることとする。まず 19 頁目の 1 行目には、「永禄十年うのとしのかはし日記」と書かれている。ここで、「かはし」とは、為替¹⁴ のことである。久田松は、この行以下の後半部分を「為替日記」と仮称し、これを裏付ける史料として、同じ宮後三頭大夫の『御旦那証文』（図表 5、神宮文庫所蔵）¹⁵ という冊子を掲げている。この『御旦那証文』は 41 丁（枚）あり、肥前国から道者が持参した為替切手（以下、単に「切手」と称す）と、道者の書いた「一札」（請取証書、領収書）が、貼り込まれている。西川順土は、この「切手」は、為替に必要な身分証明書に相当し、払込証のような役割をもった（西川 1975、21）ものである、と述べている。久田松によると、「切手」、「一札」、「為替日記」への記帳の三点が揃っているのは、全体の 10 例に過ぎず、他は、何らかの事情で、一つか二つかに史料の紛失、遺漏が生じているということである（久田松 2004、247）。したがって、記帳はされていないが、「一札」や、「切手」が残っている場合もあるということである。

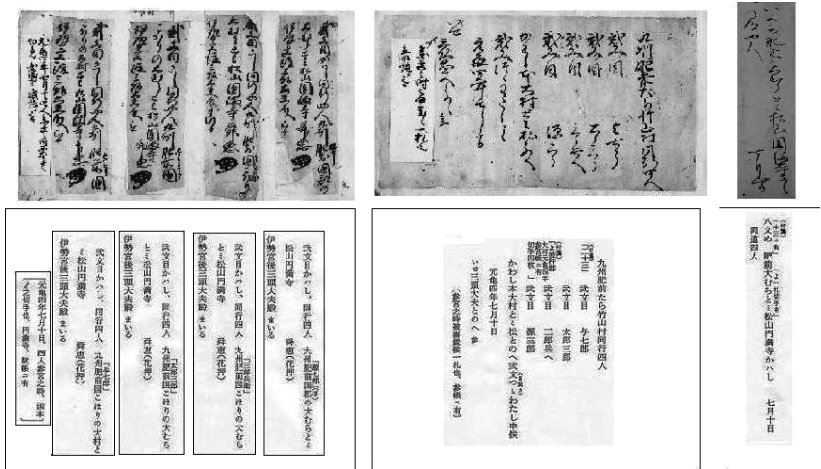
もう少し具体的に見ていく。久田松によると、「為替日記」には、43 件の金銭



図表 5 御旦那証文の表紙の写真
（神宮文庫所蔵）

出納に関わる記述があり、そのうち 35 件の記帳は、必ず「銭（銀）額 替本名 かかし 人数（名前）日付」の記録体裁をとっているという（久田松 2004、241）。ここで、替本とは、為替の仲介役（振込み場所）のことである（久田松 2004、244）。それでは、「切手」、「一札」、「記帳」の三つがどういう関係かという、図表 6（翻刻文は、三重県史より引用）を例に揚げ考察してみたい。

まず、① 7 月 10 日に肥前国から、伊勢に参宮に来た四名の道者（一札や切手にも名前がある与七郎など）が各々持参した「切手」（一枚弍文）を、宮後三頭大夫に渡す。② 宮後三頭大夫は、それと引き換えに「切手」に書かれた金額八文（=弍文×四名）を道者に渡し、「為替日記」に記帳する。③ 道者は、お金と引き換えに「一札」を渡す（一札は、翌日の日付のものも見られる）、という仕組みになっている。



- ① 四枚の為替切手（御旦那証文、23丁目）
（三重県1999、280-281）
- ② 国々御道者日記、
26頁の3件目の取引
（三重県2005、370）
- ③ 一札（御旦那証文、22丁目）
（三重県1999、280）

図表 6 取引・一札・為替切手、三者の関係（上が写真、下が三重県史の翻刻文）

①③御旦那証文（神宮文庫所蔵）、②国々御道者日記（野田耕一郎氏所蔵、松阪市郷土資料室寄託）

為替日記②の記載形式は、前記の通り、

「八文め 肥前大むらとミ松山円満寺かハシ 七月十日
同道四人 」

(三重県 2005、370)

である。

ここで、「大村富松山円満寺」が、替本である。この場合、四名の道者は、国元（肥前国）で、替本に為替の代金を支払い、旅に出ている。すなわち為替の「前払い」である。なぜ、そのことが分かるのか。久田松によると、それは「一札」に、「かわし大むらとミ松とのへ式文つゝわたし申候」（三重県 1999、280）と「わたし申候」と書かれているからだそうである。これに対して、例えば、切手に「於国元銀三文目渡可申候也」（三重県 1999、274）と「可く」が挿入されているのは、現金の振込みが未だ行なわれていないことを意味しているとして、この場合は「後払い」であるとしている（久田松 2004、274-275）。久田松は、こうした一札や、切手の文言から国元での前払い「前納」、伊勢での前借り「後納」を分類し、為替利用者全 38 件・112 人中、10 件の 26 人が前納、11 件の 15 人が後納、残り 17 件・61 人は不詳であると述べている（久田松 2004、277）。この「前納」、「後納」を西洋式の複式簿記的に考えるなら、前者は、預り金の返還、後者は、貸付金の取引のなると思われる。

それでは、最後に「為替日記」中、為替取引ではない残りの 8 件は、どういう取引か。久田松は、「かハシ」の記述がない記帳項目は、「御初尾」・「神楽料」と受入金の内容が記されている受取金記帳と思われる（久田松 2004、242）としている。ただ、これらの取引について会計的に考えるなら、「御初尾」の記帳には、「ㄱ」印が付いているし、「神楽料」には、「折紙有」と付されている。前述したように、「ㄱ」は、返済を表し、「折紙」は、支払手形と考えられるので、これらの取引は最初に記帳された段階では、未取であったのではなかろうか。したがって、貸付金や売掛金取引と同じ債権取引ではなかろうか、と考えられる¹⁶。

以上、『国々御道者日記』について考察してきた。史料の不足と、筆者の浅学

ゆえ、全文を十分に解釈できたわけではない。しかしながら、この「日記」が、「初穂料」の受け取り・貸し付け・為替の受払いの記帳など、種々雑多な取引を記帳する金銭出納簿（金銀出入帳）であるということが理解できた。そしてもう一つ重要な事柄は、近世の帳合（和式簿記）の代名詞となる「大福帳」という言葉が使われているということである。すなわちこの時期にすでに日記＝大福帳という図式ができあがっていたということであり、日記から和式簿記が発達していった何よりの証拠となるのではないかと思われる。近代に入り西洋式の複式簿記が導入され以降、和式簿記は、「井勘定」、「ごちゃ混ぜ」で、「非合理的」というありがたくないイメージができあがってきた背景には、こんなところにあったのかもしれない。しかしながら、周知のように、近世に入り和式簿記は飛躍的に進歩するわけであるが、それに関連したことは次章で取り上げる。

さて、御師を商人と見るならば、この『国々御道者日記』は我国で現存する最古の商業帳簿ということになる。確かに、御師が行っていた宿泊や貸し付けなどの業務は、実質的には商業活動である。その御師の権利も株化し、売買の対象になっていった。しかしながら御師は、元来、権禰宜という神職であるので、一概に商人とっていいかは問題¹⁷であると思われる。したがって、商業帳簿であると言い切るには、難しい面もある。

4. 日記の発展過程

それでは、以上考察してきた日記が、中世末期から近世にかけての近世移行期にどのように発展していったかについて見ていきたいと思う。そのためにこれから、三種類の日記のパターンを紹介する。

まず、慶光院文書（神宮徴古館所蔵）の中にある伊勢神宮の式年遷宮¹⁸に関係した二つの日記、図表7の「遷宮料の請取日記」（三重県 1999、922-923）と、図表8の「内宮遷宮料の萬渡日記」（三重県 1999、924）をご覧いただきたい。両方

〔慶長九年八月吉日〕
 御せんくらの日記 うけ取りかへ有
 うけ取申御せんくらのかね之事
 合金子五拾枚也、但此内武牧者
 山口まつりにさいしゆ殿江御渡シ候
 慶長九年八月廿一日 内宮 慶光院
 長野風彦殿 まいる
 請取申御せん宮のかね之事
 金判金五拾枚也
 慶長九年九月廿一日 慶光院
 ひなた半ひやうへとの
 なかのくらのせうとの

図表7 御遷宮料の請取日記

〔慶長九年〕
 内宮御せんくらのよろつわたし日記
 壬八月吉日 慶光院
 壬八月五日 作所八称直
 一武拾石 大工頭たくま
 一八拾石 間作所へ
 一廿石 御治衆大松
 一廿石 大工頭たくま
 一拾三石 又此内宮石高なりんきうれ
 一拾三石 神の御柱

図表8 内宮御遷宮料の萬渡日記

とも慶長九年（1604）のものであり、前者は、伊勢神宮の式年遷宮のための収入を（一部支出もあり）記したものであり、後者は、式年遷宮のための費用を大工、鍛冶などに支払ったことを記入したものである。前者は、金子で書かれ（しかも内宮のためのものか、外宮のための、両者のためのものであるか不明）、後者は、石高で書かれているが、このような日記から、伊原今朝雄が結解状であると主張する諏訪大社の「上諏訪造営帳」（井原 2006、122）¹⁹ のような収支決算書が、作られていた可能性もある。それはともかくとして、同じ式年遷宮のことを記入した日記でも、「〇〇日記」というふうにより、目的別に、日記が分かれていることに注意する必要がある。前章で考察した『国々御道者日記』は、為替の受払い、「初穂料」の受け取り、貸し付けなどの関わる取引をすべて記入していた。すなわち、この時点で、日記の分化が進んだということである。

慶光院文書の中には、上記の他にも同じ時期（慶長九年、十年）の「内宮御遷宮金子渡帳」（三重県 1999、921）、「内宮正遷宮金銀米の渡帳」（三重県 1999、921-922）、「内宮御遷宮二付判金五拾枚請取申候はらいくち之帳」（三重県 1999、923）というような古文書も含まれている。これらは、図表8と同じような様式で書かれ、式年遷宮の費用の支払いに関する、いわゆる和式簿記の支出帳簿で

602)、図表 12 (三重県 2005、590) も合わせてご覧戴きたい。これらの帳簿を研究した綿貫友子は、まず「船々取日記」について、「この帳簿には、まず、入津料²⁰・入港船の船籍と船主名が登録されており、入津料(舟迎錢)徴収の責任者である番衆によって徴収がなされた段階で、その日付や支払い方法(錢あるいは現物)・その船と関わりをもった小宿や問の名が追記されている。入津料は概ね百文」(綿貫 1998、166)であり、「船々聚錢帳」もほぼ同様の書式である(綿貫 1998、168)と、述べている。すなわち、同じ冊子状のもので、同じ内容が書き込まれ、しかも作成されたのが僅か9年しか違わないものが、一方のタイトルは、「〇〇日記」であり、もうもう一方は「〇〇帳」と付されている。

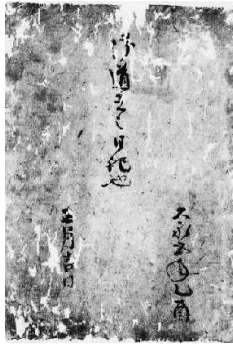
さらに上記のことを考える上で、もう一つの例を掲げたい。それは、伊勢の御師、橋村大夫の25冊の『御参宮人帳』(天理図書館所蔵)である。これについても久田松が調査研究しており、参宮者人からの宿料・初穂料収入を克明にした金銭帳簿であることを明らかにしている(久田松 2004、336)。久田松は、この帳簿について、小字の注記で補足説明を行なっている。それは、次のような非常に興味深い記述である。

「表紙には『大永五年乙酉正月御参宮人帳』とあり、中表紙には『御道者之日記也 大永五年乙酉正月吉日』ともある。橋村家文書の三冊の『御参宮人帳』の末尾に『元禄五壬申年裏打』とあるので、この文書群は元禄期に裏打ち補修が行なわれている。その際に外表紙が新たに付けられ、もともとの表紙は中表紙となった。従ってこの大永五年参宮人帳の本来の記録名は、中表紙の『御道者之日記也』であった。同様に慶長十二年(1607)の参宮人帳の中表紙にも『御道者之日記也』とある」(傍点引用者、久田松 2004、6)

もちろん久田松は、会計学の研究者ではないので、日本史の研究者の良心からこの帳簿の形状について補足したものと思われる。しかしながら、蓋し、これは、和式簿記発達の解明に繋がる重大な記述ではなからうか。久田松のいう元禄期に裏打ち補修が行なわれたことが分る橋村家文書とは、天正十七年(1589)の『筑後国・肥前国・肥後国御祓帳』(図表 15)、慶長十四年(1609)



図表 13 御参宮人帳の表紙の写真



図表 14 御参宮人帳の中表紙の写真



図表 15 御祓帳の裏表紙の写真

(上記、天理大学附属天理図書館蔵)

の『肥前国・肥後国御祓配帳』と、天正十五年（1587）の『筑後国・肥前国・肥後国郡之帳』である（いずれも天理図書館所蔵）。図表 15 に見えるように、裏表紙には「元禄五壬申年裏打」とある。久田松の指摘によれば、これは、元禄五年（1692）に橋村大夫の文書が一斉に、補修されたことを意味するものである。もしそうであるとするなら、次のような結論が導かれると考えられる。すなわち、大永五年（1525）の『御参宮人帳』の表紙（図表 13）には、「大永五年乙酉正月御参宮人帳」というタイトルが付けられているのに対して、中表紙（図表 14）は、「御道者之日記也」と付されている。この（外）表紙は、元禄五年に新たに付けられたものだということ。ということは、大永五年の時点に、「日記」と呼ばれていた金銭帳簿が、元禄五年には、「〇〇帳」と呼ばれるようになっていたという何よりの証となるということである。

以上、本章の考察から分かることは、和式簿記の帳簿は、古代の出挙帳の流れを汲みながらも「日記」とい呼び名で記帳されていた。それは、おそらく最初は『国々御道者日記』のように貸し付けを含む種々雑多な取引を記帳していた。それが時代を経るにしたがい目的別に「〇〇日記」というふうに分割され、

複数作られるようになっていった。また、16世紀の半ばには、同じような和式簿記の冊子が、あるものは「〇〇日記」、またあるものは、「〇〇帳」という標題で作られるようになっていた。それが近世（江戸時代）に商品経済や貨幣経済が発達し、目的別に分割されていた「〇〇日記」が、「金銀出入帳」であるとか、「大福帳（売掛帳）」、「仕入帳」、「売帳」、「買帳」などの諸帳簿に発展していったのではないかと考えられる。

5. おわりに

以上、本稿において、日記と和式簿記の関係について考察してきた。その結果、第2章では、荘園年貢の決算報告書制度において、日記が原始簿として機能している事例を検討した。また、第3章では、日記が、「貸付簿」ないし、「貸し付けを含む金銭出納簿」として機能していることをみてきた。そして、第4章では、その日記が、中世から近世に移行する中で分化し、和式簿記の諸帳簿に発展していったのではないかという結論に到達した。

室町時代語研究の第一等史料といわれ、永禄六年（1563）成立の玉塵²¹には、「ケツケ算用ノ日記帳ヲ簿ト云ソ」（傍点引用者、中田1971、504）と書かれている。この場合の「ノ」は、結解状・算用状と日記帳が、イコールであるか、または、日記帳から結解状・算用状が作成されると、解してよいと思われる。いずれにしても、その「日記帳」が、帳簿の「簿」とイコールであること指摘している。すなわち、和式簿記の起源の一つと考えられる年貢の決算報告書に係る「日記帳」を、特に「簿」といっているのである。ここに、和式簿記と日記帳の関係をみる事ができたのである。実際、第2章で考察した「大井御庄 注進貞和五丑歳石包・別相傳色々結解散用状事」の端裏書には、「大井御庄貞和五丑才石包・別相傳色々結解散用目安日記」と書かれていたし、ある項目については日記から転載されていることが確認できた。

また、1603年に、日本イェズス会によって刊行され、実質的には、中世末期

の用語を集めた、我国初の本格的な外国語の辞書である『日葡辞書』によると、「Nicqi. ニッキ (日記)」とは、「毎日記入する帳簿」、「Nicqini noru. (日記に載る)」は、「ある帳簿に記載される」(共に、土井・森田・長南 1980、462)と説明されている。ここにおいて初めて、帳簿という語が見出され、和式簿記と日記²²とを関係付けている。

ここで確認しておかなければならないことは、「日記」と、「日記帳」の区別である。現代人の感覚からすると「日記」=「日記帳」である。しかしながら、「日記」は、あくまで記録の内容であり、「帳」は物質の名称である。そもそも「帳」とは、「帷(とばり)のこと。…部屋の上から垂れ下げて隔とするのに用いる布帛」(遠藤 1988、562)のことである。それから転じて、一枚の紙なども帳というようになったのではないと思われる。したがって、古代の正税帳や出挙帳といっても、冊子ではなく(たとえそれが貼り継がれたものであっても)一枚の紙である²³。おそらく日記も、一枚ないし貼り継がれた紙に書かれたのであろう。また、曆に書かれていたようである。藤原道長の有名な「御堂関白記」は、具注曆に書かれていた(荻野 1985、505)。大井庄の結解散用状に転載された日記は、当時、紙は貴重だったことを考えると、おそらく反故紙か何かに書かれたものではなからうか。

ところで、東洋の古書の古い装丁は、^{かんすほん}卷子本という巻き物の形をしたものである(傍点引用者、長澤 1983、856)。しかしながら、卷子本は、閲覧に不便なので、冊子の装丁に変化していった(福井 1985、378)。時代が下り、その冊子状のものも「帳」と呼ぶようになっていったのではなからうか。少なくとも 16 世紀の中ごろには、日記も冊子に書かれ、「日記帳」と呼ばれるようになっていった。その「日記帳」で、貸し付けなど商業と関係したものは、大きな福(富とか利益)をもたらすという意味で「大福帳」と呼ばれるようになっていたのではなからうか。そしてそれは、近世(江戸時代)になると、特に商人たちの手によって飛躍的に進歩した。最初は、単に金銭の出入りを書留ておくだけのものを「日記」と称したのではないか。商人の中には『国々御道者日記』のよう

に種々雑多な取引を記帳していたものもあったであろう。それが次第に「〇〇日記」と目的別に分化し、近世には「金銀出入帳」、「大福帳（売掛帳）」などの名称で呼ばれる諸帳簿になっていった²⁴。そして豪商の中には複雑な帳簿組織²⁵を持つものも現れ、それらは「算用帳」と呼ばれる決算報告書作成のための原始簿にまで発展していった²⁶。その頃になって、「帳簿」とか、「帳面」などの呼称が登場したと思われる。

今回の考察を通してつくづく感じたことは、和式簿記の発達と宗教は関係性があるということである。この点について最後にもう一つ付け加えたい。これまでも拙稿において、和式簿記は古代の律令制度の始まり、それと関係して仏教、特に禅宗の影響が強いのではないかということを中心として主張してきた（田中2009）。本稿で取り上げた史料は、伊勢神宮関係もあるので仏教だけでなく広く宗教全体と言い換えることができると思われる。我国には、伝統的に神仏習合という思想がある²⁷。お金の集まるところに「簿記」というものは発達するものではなからうか²⁸。荘園の領主も宗教勢力である。奈良の都を中心として萌芽した和式簿記は、宗教勢力のもとに全国へ伝播していった。また「お伊勢さん」、伊勢神宮は古来より都と行き来もあつたし、全国からの参拝者も多かった。蓋し、そのような状況から、和式簿記が全国へ伝播していったのではなからうか。

注

- 1 この複原論文については、東京大学史料編纂所中世史料部の山家浩樹氏から、筆者の研究と関係があるのではないかと紹介を受けた。内容を見ると、まさに拙稿の研究を裏付け、強化するものであると確信し、研究を開始した。
- 2 「注文とも勘録状ともいう。古文書の一形式。事物の明細を注記し上部機関に提出する書状」（高柳・竹内1995、627）。
- 3 岐阜県史には、次のように説明されている。「中世荘園の年貢の散用状（決算書）は大体のきまりはあっても、通例それぞれ荘官が自由に作成していて、当事者以外は意味の読みとりにくい部分が多い。大井荘の場合も例外ではないが、40年以上の長期にわたり在任した下司代堯円の作成した石包名・別相伝の散用状はその形式が一貫しており、その間の数値の変動を追うことにより大井荘変遷をうかがうことができる。」（岐阜県1969、392）な

お、下司とは、「莊園の現地にあつて、実際に莊務を行なう莊官。在京の役人である上司に対していう。在地の地主が所領を寄進し領主から任じられたものが多いが、領主から派遣されたものもある」(高柳・竹内 1995、314)。大井莊の場合も、正応二年(1289)以後から、下司職が東大寺の僧に継承されていくようになった(岐阜県 1969、374)。

- 4 この貞和五年分の散用帳の経費はカタカナで書かれているものが多いので分かりにくいですが、他の年度分は、漢字で書かれているものが多いのでそれらを参考に経費の内訳を見ると、まず見出しに「御使下向」とあるので、監査か視察などのために領主から派遣された使いに対する接待費用と考えられる。次に草手は、雑草刈りの費用か何かだと思われる。それ以外にも、「昏代」(紙代)、「子アソヒ」(子守の費用か)、「百姓中節饗ノ代」、「布施」、「酒肴代」等の他、結解(決算報告)のための旅費・宿泊代も挙げられている。
- 5 「莊園制化で運上とは、年貢を中央領主などに、運送して貢納することをいう。納入者と受領者の間にある程度の空間距離の存在を前提としており、したがって地頭などの現地領主などには、あまり使用しない。」(新城 1980、203)。
- 6 「向氏は、賀太莊の刀禰公文の家柄であり、年貢・公事徴収の実務に携わっていた」(伊藤 1991、65)。
- 7 「引物之色々」とは、莊園運営に必要な公的費用。賀太莊では、「御倉付」、「夷祭」、「網祭」、「池立用」、「寺社湯屋橋修理料」、「文料」、「御神楽」や祇園祭りの祭礼費用、神事用途、薬師講の費用などである(伊藤 1991、50-51)。
- 8 「古代・中世において人間を客体とする賦課を公事、土地を客体とするものを年貢と書いた」(高柳・竹内 1995、285)。賀太莊の領家の徴収する公事は、「網銭」、「夏木代」、「花代」、「浦永京上銭」、「塩銭」、「冬木代」で、地頭の公事としては、「公事代」、「網銭」、「花代」、「塩代」などが見られ、領家は地頭に比べて年貢高はずっと多いが、公事銭額は少ない。刀禰公文は「月別」2貫500文を徴収した。これは、守護に納入する段銭であつたらしい(伊藤 1991、50)。
- 9 惣とは、「南北朝時代から室町時代にかけて現れた農村の自治組織」(高柳・竹内 1995、554)のことである。
- 10 御師とは、神職の名である。御祈禱師より転じた名称であろうともいい、伊勢神宮を始め、熊野・白山などの諸社に御師があつた。御師の発生はおそらく王朝時代であろうが、文書に最も多く見えるのは中世であつて、この頃には、祈禱よりも旅宿業が重要視せられた感がある。また、経済的利益が付随するところから、一種の株となつた(堀江 1942、173)。ルイス・フロイスは、本国に送つた報告書で「同所(伊勢神宮=引用者)に行かざる者は人間の数に加へられぬと思つてゐるやうである」(村上訳・柳谷編 1969、46)。と述べている。中世末の戦国時代にこのような状況になつた背後には、御師の活動があつたと考えられる。西川順土氏も、一般庶民が天照大神についての知識を持つにいたつたのは、平安末から鎌倉時代にかけての御師の活動を中心にして漸次知られるようになっていつたと考えられている(傍点引用者、西川 1975、15-16)、と述べておられる。近世に入ると御師の数も大幅に増加していった。小林計一郎氏によると、享保九年(1724)には、外宮だけでも615軒(小林 1977、48)に達していたそうである。また、藤本利治氏によると、天明六年(1786)頃には、日本全国のほとんどの家が御師と師壇関係を結んでいたことになるほど、御師の組織率は高かつたそうである(藤本 1988、150-151)。明治四年(1871)に明治政府

- によって御師の制度が廃止された時、伊勢の全戸数の半ばが失業者となる（矢野 2002、13）ぐらいに、御師は経済力を蓄えていた。
- 11 前半と後半では、記入されている道者の居住地域が「越前国」と、「肥前国」とそれぞれ異なるし、前半の最後の行が書かれた次の頁から五頁ほどが空白の頁になっており、後半は、新しく左側の頁から始まっている。三重県史編さんグループの小林秀氏は、別々の文書を後に合わせたのではないかと述べておられる。
 - 12 千枝大志氏も、「御師は、檀家に御祓や土産（伊勢暦など＝引用者）を贈答することでその見返りとしてのいわば対価として初穂料等を金銭で受け取るのが通例となっていた」（千枝 2011、197）と述べている。
 - 13 「こり」は、「水ごり」などのいう時に使う「垢離」、「神仏に参拝するに際し、水浴して心身を清めること」（福田 1999、654）からきているのではないかと思われる。近世に、御師が配布していた御祓の御札を「御祓大麻」といい、祈りの回数に応じて、剣先祓、千度祓、五百度祓、万度祓といい、多いものは箱に入れられていた。「こり」とは、この「御祓大麻」のことではないかと考えられる。
 - 14 我国では、かなり早い時期、南北朝時代から為替が利用されていたことについては、嘗て拙稿（田中 2007）でも述べた。伊勢の参宮に、為替が利用されたことについては、かなり早い時期に平泉澄氏が指摘しておられる（平泉 1934、198-206）。また、小西瑞恵氏は、橋村大夫の「越後からの布施料はすべて為替によって伊勢に送られたものである」（小西 2000、207）と、述べておられる。
 - 15 この『御旦那証文』の切手については、これまでも西川順土氏（西川 1976）や、横山智代氏（横山 2000）らによって、詳細な分析が行なわれている。しかしながら、『国々御道者日記』を紹介し、「為替日記」との関係性を指摘したのは、久田松氏が初めてのことで、氏の業績あると思われる。
 - 16 この他にも、「田三段永代御きしん候、国にてさいそく可申候」（三重県 2005、368）という記帳が見られるが、「さいそく可申」と、完全には所有したことにはなっていないように感じる。
 - 17 嘗て三重大学の武藤和夫氏は、御師を伊勢商人の一つとして揚げられた（武藤 1965、19-25）。また、西山克氏も、御師には、旅籠屋・祈祷師・商人・金融業者など多彩な面貌を持つ（西山 1987、6-7）と、述べられている。新城常三氏も、「永年御師として蓄積した富と伊勢の立地条件を利用して、商業資本に投下して商人化した。……祈祷料・宿泊料等により蓄積された富は、商業資本化、高利貸資本化されて、御師はますます富強化する」（新城 1982、180）と、その商人性を強調される。確かに、久保倉大夫、三日市大夫など、商人を連想する名称の御師が多い（大夫は五位の通称であり、権禰宜が五位であったことから、御師を〇〇大夫と呼ばれるようになった）。窪寺恭秀氏も、幸福大夫の出自について、「或るとき『コフク』という下女が質屋を営み富貴になったので、諸国の道者を買い集めて次第に御師になっていった」と述べておられる（傍点引用者、窪寺 1999、21）。
 - 18 伊勢神宮においては古来二十年を式年と定めて、社殿を造替し、遷宮の儀礼をあげられてきた。持統天皇四年（690）に第一回遷宮が行なわれ（小島 1985、314）、平成二十五年（2013）に第 62 回式年遷宮が行なわれる。式年遷宮には、それに先だつ殿舎の造営と神宝・御装束の調進とに、巨大な経費を要する。古代には専ら国家によって営まれた。中世

に入ると、役夫工米という全国的な荘園の課役によって調達されたが、戦国動乱の世にはそれが不如意となり、ついに両宮ともに百二十年にわたって中断を余儀なくされた。やがて近世初頭、慶光院清順・同周養の献身的な勸進と織田・豊臣両氏の造営費献進によってその復興を見、江戸幕府もこれを承けて幕府がその経費を支弁した（傍点引用者、小島1985、316）。図表9、図表10は、その慶光院が慶長14年（1609）の式年遷宮のための金銭の出し入れを記入した日記であると思われる。

- 19 「上諏訪造営帳」については、『信濃史料』第十四卷（信濃史料刊行會1968、272-300）に翻刻されている。造営帳の構造は、造営箇所ごとの、収入項目、支出項目、残額（「引残」・「余銭」・「不足」）が記載されている。この中で、「前宮四之御柱」の合計収入の後には、「是ハ天文五年丙申之取日記如此」（傍点引用者、信濃史料刊行會1968、278）とか、また、「上諏訪方西方大鳥居」では、「前々者廿九貫三百文請取日記有之」（傍点引用者、信濃史料刊行會1968、280）などと、日記が作成の基となったような記載が見られる。
- 20 中世関税の一つ。津＝港において徴収される関税。港や河川の利用料にその起源を発すると看られるので、その名称は、比較的早くから現われる。升米、関銭などともいわれる（新城1988、820-821）。
- 21 室町時代の抄物の一つ。惟高妙安著。55巻。元の陰時夫が編んだ韻書「韻府郡玉」の冒頭から第六の巻七まで全体の三分の一弱について注釈・講述を加えたもの。口語的な言葉遣いで書かれており、室町時代の日本語資料としての価値が高い（日本2001、523）。出雲朝子氏によると、「数多い抄物の中でも、その量は群を抜いて大きく、言語資料としての価値も高く、室町時代語研究の第一等資料といっても過言ではないと思われる」（出雲1982、9）と述べておられる。
- 22 和式簿記と関係のある日記は、日々の出来事を記録していく、いわゆる「日次記」と呼ばれる日記である。「平安・鎌倉時代の公卿は、儀式・典礼などのことを詳細に記し、それがためには他人の日記まで借りて脱漏のないようにした人もあった。これは自己の子孫がこれを典拠として、処世のためさらには出世のために資するのが目的であった」（傍点引用者、荻野1985、505）。本文で取り上げた藤原道長の「御堂関白記」もこの類であると思われる。この日次記以外の例として榎原氏は、瀧川政次郎氏（瀧川1967）や、米田雄介氏（米田1970）の研究を参考にしながら、日次記でない日記として、火事や紛失の事実を記した事発日記、刑事事件の犯人を勘問した記録である門注状（勘問日記）、掟としての日記などについて紹介している（榎原1996、7-11）。
- 23 郭道揚氏は、「帳」の字と、会計はまったく無関係であった。中国において会計記録に、「帳」という字が使われるようになった源として、(1)古代の皇帝や高位の官吏が視察巡遊する時の、テント・垂れ幕＝「供帳」を計算した事、(2)商人が奥で会計帳簿に記録するための仕切りとした布のカーテン＝「帳簾」からきたという二つの説を挙げておられる。（郭著1984、151-153；津谷訳1988、139-142）。いずれにしても「帳」の語源は、「帷」で間違いないと思われる。おそらく、正税帳や出挙帳の「帳」も中国唐代の「帳」からきているであろう。
- 24 明治初期、政府が商法編纂の参考にするために、全国に命じて江戸時代の商業帳簿を調査させ作成した『商事慣例類集』第一篇（明治16年（1883）7月印刷）を見ると、東京、大阪、京都、神戸の諸都市の商人の帳簿は、大体7～9種の帳簿を基本としている。大阪

を例にとると、大福帳、買帳、賣帳、注文帳、仕切帳、金銀出入帳、荷物渡帳、7種を「商業上欠クヘカラサルノ帳簿」(58-63頁)とし、「賣買帳ノ兩帳及ヒ金銀出入帳ノ三種ヲ以テ緊要トシ之ヲ大福帳ニ於テ惣括スル」(64頁)としている。つまり売上帳、仕入帳、現金出納帳が重要であり、最も重要なものが、それらの帳簿を統括する売掛帳(大福帳)であるということである。大福帳が、最も重要であることは、これまでの研究でもさんざん述べてきた。しかしながら、取引を時系列的に把握するため本来の「日記帳」も残ったのではないかと思われる。例えば、東京などでは、「當坐帳」と称した日記帳が在り、「この帳簿ハ西洋諸國ニ行ハル、單式簿記法ノ所謂日記帳ナルモノト全ク其用ヲ同フスト云フ」(33頁)と述べられている。安藤英義氏は、イギリスの簿記書では、仕訳帳(journal)が副次的であることを紹介されている(安藤2001、27-28)。この“journal”の一般的な意味は「日記」(岩崎・小稲1971、830)ほである。ある意味、和式簿記もイギリスの簿記の帳簿組織と同じように発達したのかも知れない。

- 25 滋賀県大津市の堅田という所の元和二年(1616)の船頭(船長)の掟である「近江堅田船頭中掟」の、「他所にて小遣之儀、いか様の物をかい候共、其色をよく小日記ニ付、つかひ所、又いかに遣候使いをもよくつけ、罷帰次第、内二居相候侍衆よび越し、大帳へ付、其小日記にさはき之衆の判を付、……」(傍点引用者、笠松・佐藤・百瀬1981、230-231)という一節がある。して、「色」は「品目」、「小日記」は「小帳簿」、「さはき之衆」は「管理する人」という校注者の注が欄外に付されている。つまり、諸支出・諸費用があれば、その買った品目、買った場所(つかひ所)、使いに行った者の名前(かに遣候使い)を「小日記」(小帳簿)に付け、それに管理人の判を貰い、「大帳」というものに転記する、という意味に解せる。これは、帳簿組織の萌芽と考えられないであろうか。
- 26 このように本稿では、日記が、決算報告書の台帳として機能するということに焦点を当て論じてきた。しかしながら、日記が、決算報告書に転化していった部分も考えられる。室町時代語辞典を見ると、日記には、「目録」とか「財産目録」という意味合いがあったことが記されている(室町2000、472)。江戸時代の豪商の算用帳(決算報告書)には、目録と付くものが見受けられる。三井家では、「大元方勘定目録」、中井家「店卸目録」、小野家「勘定目録」(河原1990、351-353)など、探せばいくらかでも出てくるのではないかと思われる。これらは日記が和式簿記における決算報告書と関係していたことを証明するものであると思われる。また、伊勢商人の場合、一年に一・二回、江戸店の決算書を、伊勢の本家の主人並びに幹部等の前で披露する「目録開き」(紺野1935、75)という儀式(一種の決算報告会)が行なわれていた。これなども、日記が目録という意味合いで使われていた名残ではなからうか。第2章で考察した大井庄の「大井御庄貞和五丑才石包・別相傳色々結解散用目安日記」も荘園の決算報告書であった。
- 27 仏教を非常に嫌った伊勢神宮でさえ、12世紀に成立した『東大寺要録』には、伊勢のアマテラスが、自ら大日如來の化身であると告げたという話がかかれていいる伊勢神宮禰宜の延平の日記が載っている(義江2008、171)。
- 28 今回紹介した以外にも、例えば、井原今朝雄氏は、東福寺関係の「納下帳」・「算用状」についての考察を行なっているし(井原2003、105-114)、桜井英治氏も、東寺鎮守八幡宮の「算用状」について言及している(桜井2004、68-74)。

参考文献

- 安藤英義. 2001. 『簿記会計の研究』中央経済社.
- 出雲朝子. 1982. 『玉塵抄を中心とした室町時代語の研究』桜楓社.
- 伊藤正敏. 1991. 『中世後期の村落 ―紀伊国賀太荘の場合―』吉川弘文館.
- 井原今朝雄. 2003. 「東国荘園年貢の京上システムと国家的保障体制」『国立歴史民俗博物館研究報告』108: 93-119.
- 井原今朝雄. 2006. 「中世の印章と出納文書 ―諏訪社造営銭徴収システムと武田家の有印文書―」有光友學編『戦国期 印章・印判状の研究』岩田書院: 101-144.
- 岩崎民平・小稲義男. 1971. 『新英和中辞典（第三版）』研究者.
- 榎原雅治. 1966. 「日記とよばれた文書 ―荘園文書と惣有文書の接点―」『史學雑誌』105(8): 1-40.
- 遠藤武. 1988. 「帳」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第九巻: 562.
- 荻野三七彦. 1985. 「日記」日本歴史大辞典編集委員会編『普及新版 日本歴史大辞典』第七巻: 504-505.
- 笠松宏至・佐藤進一・百瀬今朝雄. 1981. 『中世政治社会思想』下 岩波書店.
- 河原一夫. 1990. 『江戸時代の帳合法』ぎょうせい.
- 岐阜県. 1969. 『岐阜県史』通史編 中世 巖南堂書店.
- 岐阜県. 1983. 『岐阜県史』史料編 古代中世三 大衆書房.
- 久田松和則. 2004. 『伊勢御師と旦那 伊勢信仰の開拓者たち』弘文堂.
- 窪寺恭秀. 1999. 「伊勢御師幸福大夫の出自とその活動について ―中世末期を中心に―」『皇學館史學』14: 19-40.
- 小島鉦作. 1985. 『伊勢神宮史の研究』小島鉦作著作集 第二巻 吉川弘文館.
- 小西瑞恵. 2000. 『中世都市共同体の研究』思文閣出版.
- 小林計一郎. 1977. 「神宮の御師」『瑞垣』112: 45-50.
- 紺野浦二. 1935. 『大傳馬町』.
- 桜井英治. 2004. 「中世における物価の特性と消費者行動」『国立歴史民俗博物館研究報告』113: 55-79.
- 信濃史料刊行會. 1968. 『信濃史料』第十四巻.
- 柴田純. 1983. 「近世前期における学文の歴史的位置」『日本史研究』247: 112-136.
- 新城常三. 1980. 「運上」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第二巻: 203.
- 新城常三. 1988. 「津料」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第九巻: 820-821.
- 新城常三. 1982. 『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房.
- 高槻市史編さん委員会. 1979. 『高槻市史』第4巻(二) 史料編Ⅲ 高槻市役所.
- 高柳光寿・竹内理三. 1995. 『角川日本史辞典』(第二版) 角川書店.
- 瀧川次次郎. 1967. 「事発日記と門注状 ―序例における証拠法の発達―」『法制史論叢』第四冊 角川書店: 347-373.
- 田中祝夫. 1971. 『玉塵抄』(6) 勉誠社.
- 田中孝治. 2007. 「我国中世における荘園会計について」『産業経理』67(2): 97-109.

- 田中孝治. 2009. 「我国中世の会計について —中世寺院の会計を中心として—」『産業経理』69(3) : 182-199.
- 千枝大志. 2011. 『中近世伊勢神宮の貨幣と商業組織』岩田書店.
- 土井忠生・森田武・長南実. 1980. 『邦訳 日葡辞書』岩波書店.
- 長澤規矩也. 1983. 「卷子本」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第三卷 : 856.
- 仲村研. 1981. 『今堀日吉神社文書集成』雄山閣出版.
- 仲村研. 1989. 「得珍保今堀郷研究補遺」『日本歴史』489 : 1-19.
- 西川順土. 1975. 「庶民は何を考へ何を求めて伊勢へ来たか」『瑞垣』107 : 14-21.
- 西川順土. 1976. 「中世末における参宮者の為替利用」『皇學館大学紀要』14 : 161-170.
- 日本国語大辞典第二版編集委員会 小学館国語辞典編集部. 2001a. 『日本国語大辞典 第二版』第三卷 小学館.
- 日本国語大辞典第二版編集委員会 小学館国語辞典編集部. 2001c. 『日本国語大辞典 第二版』第十二卷 小学館.
- 西山克. 1987. 『道者と地下人 —中世末期の伊勢—』吉川弘文館.
- 久田松和則. 2004. 『伊勢御師と旦那 伊勢信仰の開拓者たち』弘文堂.
- 平泉澄. 1934. 『中世に於ける寺社と社会との関係』至文堂.
- 福井保. 1985. 「冊子」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第六卷 : 378.
- 福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・福田より子・中込陸子・渡邊欣雄年編. 1999. 『日本民俗大辞典』上 吉川弘文館.
- 藤本利治. 1988. 『門前町』古今書院.
- 堀江保藏. 1942. 「御師」日本経済史研究所編『日本経済史辞典』上巻 日本評論社 : 173.
- 武藤和夫. 1965. 「伊勢商人の研究 (一)」『研究紀要』32 (三重大学学芸学部教育研究所) : 1-40.
- 村上直次郎訳・柳谷武夫編. 1969. 『イエズス会 日本年報 下』雄松堂書店.
- 室町時代語辞典編集委員会. 2000. 『時代別 国語大辞典』室町時代編四 三省堂.
- 三重県. 1999. 『三重県史』資料編 中世1 (下) ぎょうせい.
- 三重県. 2005. 『三重県史』資料編 中世2 ぎょうせい.
- 矢野健一. 2002. 「御師の廃絶と伊勢の町」『伊勢の町と御師 —伊勢参宮を支えた力—』御師廃絶130年記念シンポジウム実行委員会 : 13.
- 横山智代. 2000. 「中世末期伊勢御師の為替 —宮後三頭大夫文書を中心に—」『日本女子大学大学院文学研究科紀要』7 : 57-68.
- 義江彰夫. 2008. 『神仏習合』岩波書店.
- 米田雄介. 1970. 「日次記に非ざる『日記』について —『平安遺文』を中心に—」『高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究』続群書類従完成会 : 147-169.
- 和歌山県市編さん委員会. 1983. 『和歌山県史』中世史料二.
- 綿貫友子. 1998. 『中世東国の太平洋海運』東京大学出版会.
- 郭道揚. 1984. 『会計發展史綱』中央廣播電視大学出版社 (津谷原弘訳. 1988. 『中国会計發展史綱』(上) : 1990. 同書 (下) 文眞堂).